

平成28年7月20日

川俣町告示第59号

## 川俣町産業再生・復興に係る企業立地支援補助金等交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、産業基盤が深刻な影響を受けている中、川俣町復興計画に定める魅力ある産業の再生・復興を図ることを目的として、町内における工場等の新設及び増設を支援し、雇用機会の拡充と企業経営の安定化を図るため、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付に関しては川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく業種のうち、次のいずれかに該当する業種の事業に供する施設及びこれに付帯する施設をいう。

ア 製造業のうち輸送用機械、電子機械、情報通信、医療、再生可能エネルギー、食料・飲料、農業及び地域資源活用に関連する業種

イ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条に定める県北地域指定集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種

ウ 物流施設を設置する業種

エ コールセンター、データセンターまたはそれに類似している業種

オ 町長が特に認める業種

(2) 新設 本町内に新たに工場等を建設することをいう。

(3) 増設 本町内に工場等を有する者が当該工場等を増築もしくは改築し、または町内の他の場所に工場等を移転させることをいう。

(4) 事業者 本町内に工場等を新設または増設する者をいう。

(5) 初期投資総額 工場等の新設または増設に伴い新たに投下される固定資産額及びこれと合わせて実施する付帯工事費の総額で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、建物及び償却資産の取得費用及び付帯工事費（土地造成費を含む。）の総額をいう。

- (6) 地元新規雇用 本町に住所を有する者が、工場等の新設または増設に伴い、新たに正規雇用または1年以上有期雇用（更新可能なものに限る。）されることをいう。
- (7) 事業開始 新設または増設した工場等を事業の用として利用を開始することをいう。
- (8) 正規雇用 労働契約期間の定めがなく、一週間の所定労働時間が雇用される事業所における通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用することをいう。
- (9) フルタイム労働者 一週間の所定労働時間が雇用される事業所における通常の労働者と同程度である労働者をいう。

(指定事業者の指定)

第3条 町長は、次の各号のすべてに該当し、第1条の目的を達成するために適当と認められる事業者（以下、「指定事業者」という。）を指定する。

- (1) 工場等の新設または増設に伴う初期投資総額が5,000万円以上であること。
- (2) 新設または増設する工場等の地元新規雇用が1名（正規雇用に限る。）以上であること。
- (3) 指定後5年以内に指定を受けた事業計画を完了すること。
- (4) 公租公課を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるときは指定しない。

3 第1項の指定を受けようとする事業者は、次に定める書類を添えて、町長に企業立地支援指定（変更）申請書（様式第1号）を提出し、指定事業者の指定を受けなければならない。

- (1) 工場等立地計画書
- (2) 法人事業者の登記事項証明書（個人事業者の場合は代表者の住民抄本）
- (3) 定款または規約（法人に限る）
- (4) 申請時における過去2年間の経営状況を証する書類
- (5) 申請時における過去2年間の納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

4 町長は、前項の申請を審査した結果、指定することが適当と認めるときは、企業立地支援指定書（様式第2号）を交付するものとし、指定することが適当でないとき認めるときは、企業立地支援非指定書（様式第3号）により通知するものとする。

5 町長は、前項の指定決定を通知する場合において、第1条の目的を達成するため

に必要な条件を付することができる。

(計画の変更)

第4条 前条の規定により指定を受けた指定事業者は、企業立地支援指定申請書の内容について、初期投資総額が20%を超えて増減する場合は、企業立地支援指定(変更)申請書(様式第1号)を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(補助金等の交付)

第5条 町長は、指定事業者に対し、次の各号に掲げる補助金及び助成金(以下、「補助金等」という。)を交付するものとする。

(1) 初期投資支援補助金

(2) 雇用支援助成金

2 初期投資支援補助金及び雇用支援助成金は、同一年度においてそれぞれ交付することができる。

3 補助金等は、第3条に規定する指定事業者の指定期間において交付するものとする。ただし、1年度あたりの交付額の合計額は2,000万円を限度とし、交付対象期間における交付額の総額は3,000万円を限度とする。

(初期投資支援補助金の交付要件)

第6条 初期投資支援補助金は、第3条に規定する指定事業者の指定事業の計画期間において、工場等の新設または増設に伴う初期投資総額を対象として交付するものとし、補助金の額及び限度額は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、指定事業者の指定を受けた工場等立地計画書に定める雇用計画を誠実に履行しなければならない。

(初期投資支援補助金の交付申請)

第7条 初期投資支援補助金の交付を受けようとする指定事業者は、初期投資支援補助金交付申請書(様式第4号)により、町長に申請するものとする。

(初期投資支援補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による初期投資支援補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、初期投資支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(初期投資支援補助金の実績報告)

第9条 前条の規定による初期投資支援補助金の交付決定を受けた指定事業者は、工場等立地計画書に定める投資計画を完了したときは、初期投資支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 工場等概要説明書(敷地面積、建築面積、緑地面積、主要製品名、業種分類、従業員数)
- (2) 工場等の配置図
- (3) 地元新規雇用者の雇用契約書の写し、または雇用保険、厚生年金保険及び健康保険被保険者資格取得届の写し
- (4) 工場等の写真
- (5) 取得した固定資産の明細書及び領収書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助金実績報告書は投資計画を完了した日の属する会計年度の年度末、もしくは平成31年度末までのいずれか早い時期までに提出しなければならない。

(初期投資支援補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による初期投資支援補助金実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査のうえ、初期投資支援補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(初期投資支援補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による初期投資支援補助金額の確定通知を受けた指定事業者は、初期投資支援補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

(雇用支援助成金の交付要件)

第12条 雇用支援助成金は、工場立地計画書に定める事業を開始した日から起算して5年間を対象期間とし、事業開始の日の属する年度を1年度として、5年間の各年度において交付するものとする。ただし、事業を廃止または休止した年度については、助成金を交付しない。

2 雇用支援助成金は、地元新規雇用された者を対象として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たした場合に交付するものとする。

- (1) 指定事業者の指定を受けた工場等立地計画書の雇用計画に基づき雇用された者であること。
- (2) 新設または増設する工場等において勤務することを前提として雇用された者であること。

- (3) 雇用開始の日から起算して1年以上継続して雇用されていること。
- (4) 雇用開始の日から起算して1年以上継続して町内に住所を有していること。
- (5) 1年以上の有期雇用（更新可能なものに限る。）にあっては、フルタイム労働者であること。

3 雇用支援助成金の額は、地元新規雇用者1人につき各年度次の各号に定める額とする。

- (1) 正規雇用にあっては20万円とする。
- (2) 1年以上の有期雇用（更新可能なものに限る。）にあっては10万円とする。

（雇用支援助成金の交付申請）

第13条 雇用支援助成金の交付を受けようとする指定事業者は、前条第2項の交付要件を満たした地元新規雇用者を対象者として、毎年5月31日または11月30日のいずれかの日までに、次に掲げる書類を添えて、雇用支援助成金交付申請書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

- (1) 対象となる地元新規雇用者の雇用契約書の写し、または雇用保険、厚生年金保険及び健康保険被保険者資格取得届の写し
- (2) 対象となる地元新規雇用者の住民票の写し

（雇用支援助成金の交付決定）

第14条 町長は、前条の規定による雇用支援助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、雇用支援助成金交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（雇用支援助成金の交付請求）

第15条 前条の規定による雇用支援助成金の交付決定通知を受けた指定事業者は、雇用支援助成金交付請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（指定事業者の指定の取り消し）

第16条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 町税、町使用料等を完納しないとき。
- (3) 工場等の建設工事または事業を休止し、もしくは廃止し、またはこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(5) この要綱または町長が付した条件に違反したとき。

(6) その他町長が公益上不適当と認めたとき。

(補助金等の交付決定の取り消し)

第17条 町長は、前条の規定により指定事業者の指定を取り消した場合において、第8条もしくは第14条に規定する交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 町長は、交付決定の全部または一部を取り消すときは、初期投資支援補助金（雇用支援助成金）交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 町長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関して、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命じることができる。

2 町長は、補助金等の返還を命じるときは、初期投資支援補助金（雇用支援助成金）返還命令書（様式第13号）により通知するものとする。

(事業の承継)

第19条 指定事業者が相続、譲渡、合併等により変更が生じるときは、事業が継続される場合に限り、その事業を継承する者に対して、指定事業者の指定を継承させることができる。ただし、承継する事業者は変更が生じた日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(届出の義務)

第20条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長に届け出なければならない。

(1) 第3条第3項に規定する申請に変更があったとき。（第4条に該当する場合を除く。）

企業立地支援指定変更届（様式第14号）

(2) 工場等の新設または増設に係る工事が完了したとき。

工場等設置工事完了届（様式第15号）

(3) 新設または増設した工場等の事業を開始したとき。

工場等事業開始届（様式第16号）

(4) 当該工場等の建設工事もしくは事業を休止し、または廃止したとき。

工場等事業休止（廃止）届（様式第17号）

(5) 相続、譲渡、合併等により変更が生じたとき。

事業継承届 (様式第18号)

(報告及び指示)

第21条 町長は、指定事業者に対して、必要な事項の報告を求め、調査または指示することができる。

(重複適用の禁止)

第22条 この要綱による補助金等の交付対象となった土地、建物及び償却資産、または被雇用者については、再度この要綱を適用しない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 改正前の第3条の規定により指定を受けた事業者は、改正後の第3条に規定する指定を受けた事業者とみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第3条に規定する指定を受けた事業者については、同日後もその効力を有する。

別表 1 (第 6 条関係)

項目	補助金額	限度額
初期投資支援 補助金	初期投資総額の 3分の1以内	2,000万円を最高限度額とし、地元新規雇用者数(正規雇用に限る。)に応じて限度額を設ける。 (1) 1人 500万円 (2) 2人 1,000万円 (3) 3人以上 2,000万円

※別途、国・県等の補助金等の交付を受ける場合は、国・県等の補助金等と町の補助金等の総額は、初期投資総額を限度とする。